

国立大学法人富山大学研究用麻薬及び向精神薬取扱規則

平成18年3月16日制定

平成20年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成24年10月1日改正

平成26年6月24日改正

平成30年3月13日改正

令和3年1月27日改正

令和4年3月17日改正

令和5年3月29日改正

令和6年3月26日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における研究用の麻薬及び向精神薬（以下「研究用麻薬等」という。）の取扱いについては、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「麻薬研究者」とは、学術研究のため、富山県知事の免許を受けて麻薬を使用、製剤又は製造する本学教員をいう。

(2)「向精神薬研究者」とは、学術研究のため、向精神薬を使用、製剤又は製造する本学教員をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究用麻薬等の取扱いに関する業務を総括する。

(担当理事の責務)

第4条 研究を担当する理事又は特命理事（以下「担当理事」という。）は、学長を補佐し、本学における研究用麻薬等の使用及び管理を監督する。

(部局等の長の責務)

第5条 麻薬研究者及び向精神薬研究者（以下「麻薬研究者等」という。）が所属する部局等の長は、当該部局等における研究用麻薬等の取扱いに関する責任者として、研究用麻薬等の適切な管理を監督するとともに、定期的な確認を行う等の必要な措置を講じる。

(麻薬の保管)

第6条 麻薬は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な保管庫に保管しなければならない。

(麻薬の管理)

第7条 麻薬研究者は、帳簿により自己が使用する麻薬の管理を行わなければならない。

2 麻薬研究者は、麻薬の破損、滅失、盗取、所在不明その他の事故（以下「事故」と

いう。)を防止するため、随時、帳簿により麻薬の使用量及び現在量の点検を行わなければならない。

(研究の終了等)

第8条 麻薬研究者は、麻薬を使用する研究を終了又は中止したときは、所有する麻薬について、次に掲げる事項を、部局等の長に報告しなければならない。

(1) 麻薬の品名及び数量

(2) 麻薬の譲渡又は廃棄の方法

(3) 麻薬及び締切りした帳簿の引渡し時期

2 部局等の長は、前項の規定による報告を受けたときは、担当理事を経て学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の規定による報告を受けたときは、法の定めに基づき富山県知事に届け出なければならない。

(麻薬事故の届出及び対応)

第9条 麻薬研究者は、管理する麻薬について事故が生じたときは、速やかに部局等の長に報告しなければならない。

2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、速やかに担当理事を経て学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、法の定めに基づき富山県知事に届け出るとともに、必要な措置を講じるものとする。

(麻薬の年間報告)

第10条 麻薬研究者は、前年の10月1日からその年の9月30日までの間に取り扱った麻薬について、麻薬研究者届及び別に定める麻薬管理状況報告書により、指定の期日までに部局等の長に報告しなければならない。

2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、担当理事を経て学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、法の定めに基づき富山県知事に届け出なければならない。

(麻薬研究者の免許申請)

第11条 麻薬研究者の免許を受けようとする者は、法に定める申請書を、部局等の長に提出しなければならない。

2 部局等の長は、前項により提出された申請書を、担当理事を経て学長に提出しなければならない。

3 学長は、前項により提出された申請書を、法の定めに基づき富山県知事に申請しなければならない。

(免許証の預託)

第12条 麻薬研究者免許証(以下「免許証」という。)は、き損、亡失を防止するため、研究推進部研究振興課(以下「研究振興課」という。)に預託することができる。

(免許証に関する届出)

第13条 麻薬研究者は、免許証について次の各号に掲げる事態が生じたときは、関係書類を部局等の長に提出しなければならない。

(1) 免許証の記載事項に変更が生じたとき。

- (2) 免許証が不必要になったとき。
- (3) 免許証をき損又は亡失したとき。
- (4) 免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したとき。
- 2 部局等の長は、前項により提出された関係書類を、担当理事を経て学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項により提出された関係書類を、法の定めに基づき富山県知事に届け出なければならない。
- (向精神薬の保管)

第 14 条 向精神薬は、鍵をかけた保管庫に保管しなければならない。

(向精神薬の管理)

第 15 条 向精神薬研究者は、自己が使用する向精神薬の管理を行うとともに、法の定めに基づき、記録が必要な向精神薬について帳簿に記録しなければならない。

- 2 向精神薬研究者は、向精神薬に関する事故を防止するため、随時、向精神薬の使用量及び現在量の点検を行わなければならない。

(向精神薬事故の届出及び対応)

第 16 条 向精神薬研究者は、管理している向精神薬について事故が生じたときは、速やかに部局等の長に報告しなければならない。

- 2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、速やかに担当理事を経て学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けたときは、法の定めに基づき厚生労働大臣に届け出るとともに、必要な措置を講じるものとする。

(向精神薬の年間報告)

第 17 条 向精神薬研究者は、前年に取り扱った向精神薬について、別に定める向精神薬管理状況報告書により、指定の期日までに部局等の長に報告しなければならない。

- 2 部局等の長は、前項の報告を受け向精神薬試験研究施設設置者年間届出書を作成し、担当理事を経て学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けたときは、法の定めに基づき厚生労働大臣に届け出なければならない。

(向精神薬試験研究施設の登録等)

第 18 条 向精神薬研究者は、向精神薬の取扱いを開始しようとするとき又は中止若しくは終了したときは、向精神薬試験研究施設の登録、変更又は廃止に必要な書類を部局等の長に提出しなければならない。

- 2 部局等の長は、前項の書類の提出を受けたときは、担当理事を経て学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項の書類の提出を受けたときは、法の定めに基づき厚生労働大臣に届け出なければならない。

(研究用麻薬等の管理状況の報告及びモニタリング)

第19条 部局等の長は、年に 1 回、当該部局等の麻薬研究者等が管理する研究用麻薬等の管理状況についてモニタリングを行い、その結果を担当理事を経て学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて担当理事に研究用麻薬等の適切な

管理のために必要な措置を講じるよう指示するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、部局等の長に対し臨時にモニタリングの実施を求めることができる。

4 第1項に規定するモニタリングの方法は別に定める。

(事務)

第20条 研究用麻薬等の取扱いに関する事務は、関係部局等の協力を得て、研究振興課において処理する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。